広島県告示第百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月十六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

長崎地区（追加）

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を昭和四十五年三月二十七日広島県告示第二百八十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び昭和六十年十二月十六日広島県告示第千百十六号で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。標柱四号は告示で指定した土地に存する標柱三号と四号を結んだ線上に存する。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
尾道市	因島土生町		荒神平	二二四九番五	標柱一号
				二二四九番一三	標柱二号
				二二五〇番一	標柱三号
				二二四九番一一	標柱四号
				二二四九番七	標柱五号